

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年10月9日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町34番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 関西尾池工業株式会社 代表取締役社長 尾池 均 電話 075-681-2321					
主たる業種	プラスチックフィルムシート床材・合成皮革加工業	細分類番号	1 8 2 5				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	尾池グループの蒸着・コーティング加工製品の開発から製造、販売に至る事業活動において「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づき、エネルギー使用の合理化を総合的に進めることを目的とする。						
計画を推進するための体制	尾池グループ(関西尾池工業㈱を含む)では、ISO14001環境管理組織を設け、その中にエネルギー管理規定を制定し省エネルギーに努めている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,922.4 トン	10,812.8 トン	10,704.9 トン	10,598.0 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,922.4 トン	10,812.8 トン	10,704.9 トン	10,598.0 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・市況の状況により、毎年設備変更しておりますので、直近のH25年度の排出量を基準としています。 ・設備更新によって前年度の1%減を目標としています。 						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産加工量10万㎡)	12.16	12.05	11.94	11.80	-2.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・市況の状況により変動しますが、原単位も前年度の1%減を目標としています。 ・効率生産、設備更新によって原単位を改善する。 						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	112.0 パーセント	118.0 パーセント	131.0 パーセント	131.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・設備更新、効率生産、空調・照明設備の更新。					
	(27)年度	・設備更新、効率生産、空調・照明設備の更新。					
	(28)年度	・設備更新、効率生産、空調・照明設備の更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	現在も、通勤の自動車使用は許可制です。原則一公共交通機関の利用を定めています。					
	上記の措置を採用する理由	自動車使用許可は、遠方や夜勤時出社に公共バスがない人のみ許可。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	① 事業所の増減…H25年度の排出量を基準とした理由 H24、H25年度とともに大幅な設備の新設・更新をしました。、弊社の新設・更新生産機の場合、試行期間が長く生産寄与(原単位分母)とはなりません。よって直近年度との比較が重要と思います。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。